

令和2年4月11日

保護者の皆様へ

社会福祉法人中山福祉会

岐阜県の非常事態宣言を受けた保育園の臨時休園について

平素より当福祉会の運営にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

4月10日に県から出されました新型コロナウイルス感染症の『非常事態宣言』における要請に基づき、高山市の保育園については、臨時休園とすることを決定しましたのでお知らせいたします。

しかし、保護者の方が仕事を継続しなくてはならない場合等については、園児の受入れを行いますので、各園にお申し出ください。

保護者の皆様にはご負担をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 臨時休園する期間

令和2年4月13日（月）から5月6日（水）まで

2. 臨時休園中の対応について

非常事態宣言下においても従事しなければならない仕事に就かれている方等、どうしても保育が必要なご家庭については園児の受入れを行います。

その場合は、次の点にご理解をお願いします。

- ・在籍する園に「保育園利用申出書」を事前に提出してください。
- ・期間中の給食の提供は行いませんので、お弁当及び水筒等を持参ください。
- ・期間中の通園バスは運休となります。
- ・健康チェックシートの提出及びマスク着用をお願いします。

3. 保育料等について

期間中の保育料は日割り計算となり、詳細は後日高山市がご案内いたします。

また、3歳以上児の給食費については、4月10日までの分について口座より引き落とさせていただきます。